

(1) 最高戦争指導委員会

S 1.7.0.0-13 05

REEL No. A-1076

0292

アジア歴史資料センター

極秘

06

S 1.7.0.0-13

1700.8

第十四號

最高戦争指導會議記録

(一九四二年)

Def. Doc 205

330 打込み

最高會議ハ十五日午後四時開催六時半散會セリ  
「獨一ソ」和平問題

外相ヨリ

八月二十八日外相ノ在京獨大使ニ對スル申入ノ次第アリタルカソ  
ノ後在獨大使ハ九月四日「ヒ」總統及「リ」外相ト會見シ調  
令ヲ執行セリ然ル處「スタアマア」大使ノ希望ニ依リ九月十四日  
同大使ヲ引見セルニ「ヒ」總統ノ大馬大使ニ附レル所ヲ内容トセ  
ル本國政府ノ調電ニ基キ獨政府ノ意圖ヲ傳達スル所アリタリトテ  
右會見録(別紙甲號)ニ付キ最高

外務省

(標準規格B5)

ソノ際外相ハ「ス」大使ノ説明中獨政府ハ本問題ニ關シ帝國政府  
ニ於テ「ソ」政府ニ對シ何等ノ措置ヲトラサルコトヲ希冀スル點  
ヲ明記シアルコトニ付キ注意ヲ喚起シ更ニ「ス」大使カ獨「ソ」  
和平ソノ欲帝國ノ最高政策ニ關シ在京外交團ノ間ニ種々取沙汰行  
ハレ居ルコト心外ナリト述ヘ如何ニモ帝國政府ノ重要機密カ公然  
漏洩シ居ルヤノ印象ヲ有シ又陸海軍將校カ「ベネチア」海軍武官  
等ニ對シ最高政策ニ關シ恣ニ討論シ居ル事實ニ付キ外相ノ注意ヲ  
促セルコトニ付テモ之ヲ最高會議ニ報告シ警告シ置キタルカ右ハ  
列席者一同ニ異常ナル衝動ヲ與ヘタリ。

「ソ」聯國

外相ヨリ係官ノ作成セル假案文(別紙乙號)ヲ配布シ右ニ付キ獨

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-13

07

REEL No. A-1076

0293

アジア歴史資料センター

「ソ」和平問題ニ引續キ自由討論ヲ試ミタル處本件ハ頗ル重大  
題ニ屬シ特ニ機密保持ノ必要ナル點強調セラレ就中在滿利権南  
太謀渡ソノ他ノ重要問題ニ關シ日「ソ」關係調整ノ爲メ提供セラ  
ルル問題ハ複雑重要ヲ極メ居ル爲メ會議ハ結局何等ノ結論ニ達セ  
ス唯斯カル問題ヲ事務的ニ取扱フコトハ固ク排除スルヲ要ストノ  
意見ニ一致シ本件ハ何レ「モスコウ」ニ於ケル日「ソ」交渉ノ經  
過ヲ見ツツ之ト照應シテ方策ヲ決定スルヲ要スル次第ナルヲ以テ  
外相ニ於テ基礎案ヲ作成スルコトニ着意セリ。

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-13

08

REEL No. A-1076

0294

アジア歴史資料センター

On the question of Ambassador Oshima, if the German war aims vis a vis Soviet Russia have changed, the Fuhrer replied, that Stalin did not ask for peace negotiations when the German troops were on the Don and that the same holds good for Germany under the present circumstances.

S 1.7.0.0-13

09

REEL No. A-1076

0295

アジア歴史資料センター

an effective success will be given. The formation of many excellent new divisions is quickly proceeding. The temporary loss of the Atlantic coast has not much importance for the new German submarines, as these submarines with their present radius can easily operate from other ports.

c) The German raw-material situation is safe, since Germany has sufficient reserves for two or three years.

3) Ambassador Oshima informed the Fuhrer about the Japanese Government's suggestion concerning a separate peace between Germany and the Soviet Union. The Fuhrer explained the German point of view as follows:

a) We have no indications that the Soviet Government is ready for an understanding with Germany. We believe that Stalin will try to come to an understanding with Germany only then, when he is convinced that he can not successfully continue the war or that, at least, his forces are not sufficient to defeat Germany.

b) If this should happen, a new political situation will be created.

c) The German Government fully appreciate the Japanese Government's suggestion. However, on account of the above-stated explanations, the German Government would be obliged, if the Japanese Government in this matter would refrain from all steps with the Soviet Government.

S 1.7.O.O-13

10

DEUTSCHE BOTSCHAFT.

For His Excellency the Foreign Minister  
Mr. Mamoru Shigemitsu.

Strictly confidential.

Summary of the conversation between the Fuhrer and  
Ambassador Oshima in the presence of the German  
Foreign Minister - on September 4th., 1944.

- 1) In the beginning, the Fuhrer informed Ambassador Oshima about the background of the events of July 20th. He declared that only a small group of liberalistic officers was involved in the plot. This group will be entirely eliminated. The German army itself has frustrated the planned coup d'etat and is in charge of the purge. Consequently, the whole action will result in a considerable strengthening of the German fighting power.
- 2) The Fuhrer gave a survey of the military situation on all fronts.
  - a) The German Eastern front is on the whole stabilized. The loss of territory is compensated by a considerable improvement of our means of communications and supply.
  - b) On the Western front the German High Command took back the German forces after the break-through of Avranches, in order to form new centers of gravity and to prepare a new offensive. The conditions for

S 1.7.0.0-13

11

対ソ外交施策案ニ関スル件(草案)

(一九三三)

第一 方針

帝國ハ現下ノ情勢ニ鑑ミ(一)日ソ中立関係ノ維持及國交ノ好轉  
(二)為シ得ル限リ独ソ間ノ和平實現(三)更ニ他國ノ戰保新脫ノ  
場合ニ於ケルソソノ利用ニ依ル情勢ノ好轉ニ努ムル為ソソニ對シ速  
カニ活潑ナル外交ヲ行フ  
之カ為特使ヲソソノ派遣シテ交渉ヲ行ハシム

第二 要領

一 交渉ノ目標

ソソノ對日意圖ヲ充分打診シ我方ノ對ソ提攜ノ意圖  
ヲ徹底セシメ日ソ國交ノ好轉ヲ計リ欲フ限リ上記ノ諸目  
標ノ達成ニ努ム

(一)中立條約ノ健続又リ強化

外務省

S 1.7.0.0-13

12

之カ為中立條約ニ代ヘテ或ハ中立條約ト併立シテ左

ノ諸取極ノ成立ニ努ム

1. 中立條約ニ基ク義務ノ確認、中立條約ノ延長協約等

2. 不侵略條約

3. 善隣友好條約

4. 紛争ノ平和的解決協定(武力手段ノ拋棄)

5. 交渉協力協定

(二) 独ソノ和平ノ斡旋

(三) 必要ニ應ジ日將和平ノ仲介

(四) 独ノ崩壊又ハ單独和平ノ場合ノソソノ態度ヲ打診シ其ノ

對日好意ノ態カヲ確保増進スルニ努ムルニト

二 並行的ニ行フ(イ) 交渉

前項ニヨリ交渉ノ外ニト併行シ且之カ成立ニ拘ラズ左ノ諸問

外務省

S 1.7.0.0-13

13

題ニ付日ソ間ニ協議シ彼ノ限リテ解決ニ到達スルニ當リ  
 (一) 一方日滿蒙、他方ソソ及外蒙間同境確立  
 (二) 右國境ニ於ケル非武装地帯ノ設定(或ハ軍備ノ相互的縮小)  
 (三) 右國境ニ於ケル紛争ノ平和的処理方法  
 (四) 日滿對ソソ物産ノ交易  
 尚其他ノ日ソ間ノ諸問題ニ付テモ之ヲ解決スルニ且日ソ  
 間ノ不必要ナル軋然ヲ除キ去ス  
 三ソソ諸國ノ要求ニ對スル措置  
 我方ヨリノ交渉ニ對スルソソノ態度殊ニソソ例ヲ提起スルニ上  
 アソソノ代償ノ要求如何ニ付テハ認測困難ナルカ概不認  
 相マラレル要求以テ自左ノ通り  
 (一) 津輕海峡ノ通航承認  
 (二) 日ソ間夏季修約ノ廢止改訂

外務省

S 1.7.0.0-13

14

(三) 鴻業確拋棄  
 (四) 北滿鐵道ノ讓渡  
 (五) 滿洲内蒙古ニ及リ其他大東亞圈内ニ於ケルソソ稱ノ平和的決  
 動ノ承認  
 (六) 滿洲ニ於ケルソソ稱勢力範圍ノ承認  
 (七) 内蒙古ニ於ケルソソ稱勢力範圍ノ承認  
 (八) 防共協定ノ廢止  
 (九) 三國修約及三國協定ノ廢止  
 (十) 南樺太ノ讓渡  
 (十一) 北千島ノ讓渡  
 右ニ對シテハ世界情勢ノ急速ナル進展、ソソ稱ノ經濟奔  
 枚ナル外交ニ對スルニ必要ニ鑑ミ特使ニ於テ交渉時ノ  
 情勢及ソソ例ノ我方要望承認ノ程度ヲ考量シソソ例

外務省

S 1.7.0.0-13

15



要約ヲ速カニ査諾又ハ拒否シ得ル様ハ汎汎ナシ權限ヲ  
 祿メ附與シ置クモノトス(我方ノ讓歩限及ノ腹案概不  
 別紙ノ通)  
 右ニ揚ケラレタルモノハ外ノソノ側ノ要ホニ付テハ概不特使  
 ノ教皇ニ奉スルモノ重要ナルモノニ付テハ播訓セシムモノトス  
 四獨ニ對シテハ世界平和確保ニ因シ日独ソノ提携ノ必要  
 ナラズシテ我對ソノ施策ヲ了解セシムルニ當リ

外務省

別紙  
 對ソノ施策ニ關係スル帝國ノ對ソノ讓歩ノ限度腹案  
 一、ソノ中立的態度ヲ維持シ進ニテ日ソノ國交好轉ニ資スル  
 カルキ何事カノ了解ニ達シタル場合  
 北鉄讓渡、滿蒙ニ於ケル勢力範圍ノ承認、三國協約及三國  
 協定ノ廢棄並ニ南樺太及北千島ノ讓渡ヲ除キソノ側要  
 ホヲ承認シ置クモノ  
 二、他ソノ和平實現ノ場合  
 南樺太及北千島ノ讓渡ヲ除キソノ側要ホヲ承認シ置クモノ  
 三、ソノ仲介ニ依リ日將和平ノ實現ノ場合  
 北千島ノ讓渡ヲ除キソノ側要ホヲ承認シ置クモノ  
 四、他ノ山崩壞又ハ單純和平ノ場合ソノニ於テ一般和平ヲ斡旋シ置  
 現スル場合  
 ソノ側要ホヲ全面的ニ承認シ置クモノ

外務省



五、ソノ対日態度悪化レ帝國カソノ対日戦ヲ回避セリ  
ス場合

ソノ側要ルヲ全面的ニ承認シテ又ソノ

(註)

一、北鉄復渡及馮系ニ於ケル勢力範圍ノ承認ニ付テハ此ノ  
限リ特訓セリトス

ニ、三國停約及三國協定ニノ序ニテ南樺太及北千島  
ノ懷遠ニ付テハ特訓セリトス

外務省

S 1.7.0.0-13

18

第十四号

最高戦争指導会議記録 (一九三一年)

成議會議は十五日午後四時開議六時半散会セリ

ソノ和平問題

外相より

八月二十八日外相の在京駐大使に對する申入の次第ありたる  
がその後在独大馬大使は九月四日ヒ總統及び外相と會見し訓令  
を執行セリ然る処スタアア大使の希望に依り九月十四日同大  
使を引見せるにヒ總統の大馬大使に語れる所を内容とせる本國  
政府の訓令に基き該政府の責務を伝達する所ありたりとて右會  
見録(別紙甲号)に付最高會議に詳報報告を行いたり。

その際外相はス大使の說明中該政府は本問題に關し帝國政府  
に對してソ政府に對し何等の措置をとらざることを希望する点  
を明記しあることに付注意を喚起し更に「ス」大使が独一ソ

外務省

S 1.7.0.0-13

19

Def. Doc  
2051

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター

和平その他諸國の最良政策に關し在英外交團の間に種々交渉次  
行われ居ること心外なりと述べ如何にも英政府の重要機密が  
公然漏洩し居るやの印象を有し又總海軍將校がメネアア海軍武  
官等に對し最良政策に關し恣に討論し居る事實に付き外相の注  
意を促せることに付ても之を最高會議に報告し警告し置きたる  
か否は列席者一同に異常なる衝動を興へたり。

ソ連問題

外相より係官の作成せる仮案文(別紙乙号)を呈布し右に付  
き独り和平問題に引續き日田討論を試みたる處本件は頗る重大  
問題に關し特に機密保持の必要なる点強調せられ就中在滿利權  
前條本渡その他の重要問題に關し日ソ關係調整のため提供せら  
るる問題は複雑重要を蘊め居るため會議は結局何等の結論に達  
せず唯かかる問題を事後的に取扱ふことは固く排除するを要す  
との意見に一致し本件は何れモスコヤに於ける日ソ交渉の経過

外務省

を見つつこれと照應して方針を決定するを要する次第なるを以  
て外相に於いて基礎案を作成することに落着せり。

外務省

of Avranches, in order to form new centers of gravity and to prepare a new offensive. The conditions for an effective success will be given. The formation of many excellent new divisions is quickly proceeding. The temporary loss of the Atlantic coast has not much importance for the new German submarines, as these submarines with their present radius can easily operate from other ports.

c) The German raw-material situation is safe, since Germany has sufficient reserves for two or three years.

3) Ambassador Oshima informed the Fuhrer about the Japanese Government's suggestion concerning a separate peace between Germany and the Soviet Union. The Fuhrer explained the German point of view as follows:

a) We have no indications that the Soviet Government is ready for an understanding with Germany. We believe that Stalin will try to come to an understanding with Germany only then, when he is convinced that he can not successfully continue the war or that, at least, his forces are not sufficient to defeat Germany.

b) If this should happen, a new political situation will be created.

c) The German Government fully appreciate the Japanese Government's suggestion. However, on account of the above-stated explanations, the German Government would be obliged, if the Japanese Government in this matter would refrain from all steps with the Soviet Government.

On the question of Ambassador Oshima, if the German war aims vis a vis Soviet Russia have changed, the Fuhrer replied, that Stalin did not ask for peace negotiations when the German troops were on the Don and that the same holds good for Germany under the present circumstances.

DEUTSCHE BOTSCHAFT.

For His Excellency the Foreign Minister  
Mr. Mamoru Shigemitsu.

Strictly confidential.

Summary of the conversation between the Fuhrer and  
Ambassador Oshima in the presence of the German  
Foreign Minister - on September 4th., 1944.

- 1) In the beginning, the Fuhrer informed Ambassador Oshima about the background of the events of July 20th. He declared that only a small group of liberalistic officers was involved in the plot. This group will be entirely eliminated. The German army itself has frustrated the planned coup d'etat and is in charge of the purge. Consequently, the whole action will result in a considerable strengthening of the German fighting power.
- 2) The Fuhrer gave a survey of the military situation on all fronts.
  - a) The German Eastern front is on the whole stabilized. The loss of territory is compensated by a considerable improvement of our means of communications and supply.
  - b) On the Western front the German High Command took back the German forces after the break-through

REEL No. A-1076

0304

アジア歴史資料センター

対ソ外交政策に関する件(案) (一九三九年、一二)

第一 方針

帝國は現下の情勢に鑑み(一)日ソ中立關係の維持及び日ソ友好の好転に努力し得る限り日ソ間の和平實現、(二)更に強迫の戦線擴大の場合におけるソの利用に依る情勢の好転に努むるためソに對し速かに活潑なる外交を行ひ、  
これがため特使をソ連に派遣して交渉を行わしむ

第二 要領

一 交渉の目標

ソ連の對日意向を充分打診しわが方の對ソ提携の意向を徹底せしめ日ソ國交の好転を計り詭う限り左記の諸目標の達成に努む

(一)中立條約の継続又は強化

これがため中立條約に代るものとしてあるものは中立條約と

外務省

6 1.7.0.0-13

22

併立して左の諸収値の成立に努む

1. 中立條約に基く義務の縮減、中立條約の延長予約等
2. 不侵略條約
3. 善隣友好條約
4. 紛争の平和的解決協定(武力手段の放棄)
5. 経済協力協定

(二)独ソ和平の斡旋

(三)必要に應じ日蘇和平の仲介

獨蘇の崩壊又は単独和平の場合のソの態度を打診しその對日好意的態度を確保増進するに努むること

二 並行的に行うべき交渉

前項による交渉の外これと併合し且つこれが成否に拘らず左の諸問題に付日ソ間に協議し詭う限り了明に到達するに努む  
(一)一方日滿蒙・他方ソ及び外蒙間国境確定

外務省

6 1.7.0.0-13

23

〔右田境における非武装地帯の設定（あるいは準備の相互的縮少）〕

〔右田境における紛争の平和的処理方法〕

〔日滿通商貿易〕

なほその他の日ソ間の諸懸案についてもこれが解決を図り且つ日ソ間の不必要なる軋轢を除去す

ソ連上りの要求に対する償還

わが方よりの交渉に対するソの態度殊にソ側より提起することあるべき代償の要求如何については予備困難なるか概ね予想せらるゝ要求項目左の通り

〔津軽海峡の通航容認〕

〔日ソ基本條約の廢棄改訂〕

〔漁權權限〕

〔北滿鉄道の譲渡〕

外務省

S 1.7.0.0-13

24

〔滿洲・内蒙古・支那その他大東亞圏内におけるソ連の平和的活動の容認〕

〔内滿洲におけるソ連勢力範圍の承認〕

〔内蒙古におけるソ連勢力範圍の承認〕

〔防共協定の廢棄〕

〔日三國條約及び日三國協定の廢棄〕

〔南樺太の譲渡〕

〔北千島の譲渡〕

右に對しては世界情勢の急速なる進展・ソ連の活潑奔放なる外交に對処する必要に鑑み特使において交渉時の情勢及びソ側のわが方妥協容認の程度を考慮しソ側要求を速かに承諾又は拒否し得るよう區別なる権限を予め附與し置くものとす（わが方方の譲歩限度の腹案概ね別紙の通り）

右に掲げられたるもの以外のソ側の要求に付ては概ね特使の

外務省

S 1.7.0.0-13

25

数量に要するも重要なるものに付ては調整せしむるものとす  
獨に對しては世界平和確保に因し日独ソ提携の必要を説示して  
わか知ソ態度を了解せしむるに努む

外務省

S 1.7.0.0-13  
~~27-0-0-1-9~~

26

獨ソ態度に關連する帝國の對ソ交渉の限度腹案  
ソの中立的態度を維持し進んで日ソ國交好転に資するが如き何  
等かの了解に達したる場合  
北鉄議定・滿蒙における勢力範圍の承認・三國條約及び三國  
協定の廢棄並南滿太及び北千島の譲渡を除きソ側要求を承認し  
差支なし  
一 獨ソ和平實現の場合  
南滿太及び北千島の譲渡を除きソ側要求を承認し差支なし  
二 ソの仲介に依る日將和平の實現の場合  
北千島の譲渡を除きソ側要求を承認し差支なし  
三 獨の崩壊又は單獨和平の場合ソにおいて一般和平を斡旋し實現  
する場合  
ソ側要求を全面的に承認し差支なし  
四 ソの對日態度轉化し帝國がソの對日戦を回避せんとする場合

外務省

S 1.7.0.0-13  
27

REEL No. A-1076

0300

アジア歴史資料センター



ソ側要求を全面的に承認し差支なし

(注)

- 一 北鉄譲渡及び南鉄に於ける勢力範囲の承認に付ては能う限り酌量せしむるものとす
- 一 三田條約及び三田協定の延長並に南樺太及び北千島の譲渡に付ては酌量せしむるものとす

外務省

S 1.7.0.0-13

28

REEL No. A-1076

0308

アジア歴史資料センター

秘  
記

第四十七號

最高會議記錄

(二〇・三・二六)

最高會議臨時會へ三月二十一日午前十時ヨリ首相官邸ニテ開催。出席者へ最高會議構成員ノ外特ニ緒方副相出席。

小磯首相 重慶工作ニ付テ意見ヲ述ベ之ヲ積極的ニ進ムル爲ニ緒方副相ト相談ノ上緒方ヲ東京ニ招クコトトシ外相ニ次テ陸海兩相ノ意見ヲ聞キタルカ例レモ氣乗リセサリシモ纏ヘ以前此ノ會議ニ於テモ意見アリシ如ク重慶ノ題シテ思ハルルモ纏ヲ利用シテ重慶工作ヲ進ムルハ一案ト思フ次係ナレハ電ニ角東京ニ招致スルコトニ決シ五六日前線へ相内同伴着京セリ  
彼ハ豫備ニ對シ無電報及無電技術家ヲ隨伴シ居ラス依テ彼ヲシテ

外務省

日本標準規格B5) 6 1.7.0.0-13 29

A7.00.9

東京ヨリ直接重慶ト通信セシメ重慶ノ意向ヲ知ルノ手段ナシ若シ之カ爲ニ纏ヲ離セハ彼ヲ取り逃サモ知レス寧ロ便宜ヲ供與シテ上海ヨリ無電報及無電技術家ヲ呼寄セシムル必要アリ。纏ノ相手ハ重慶ノ職笠ナリトノコトナリ斯ノ如クシテ重慶トノ間ニ豫備工作進捗スルニ於テハ重慶及我方ノ代表者ト取ハ専門等ニ會合シ話ヲ進ムルコトモ一案ナルヘシ。緒方副相ハ直接重慶ニ乗込ミテ意見ヲ述ベシト云ヒ居レリ。岡相ハ纏ト既ニ會見ヲ了シタルカ纏ノ意見ハ南京政府ノ取消、日本側ノ一方的撤兵着手ヲ希望シ之ニ依ツテ重慶側トノ懸合ヲ進メ得ル旨ヲ述ヘ居ル處之カ果シテ重慶ノ意思ナリヤ纏メ得ルニ於テハ之ニ依リ交渉ヲ進メ得ヘシト考テ依テ今日配布ノ別案(別紙甲、中日全面和平實行案)ニ付テ審議ヲ進メ

外務省

日本標準規格B5) 6 1.7.0.0-13 30

タン

ト述フ。次ニ

緒方副首相 詳細ニ両相カ朝日新聞ヲ主宰シ居リタル當時南方旅行ノ途上海ニ於テ遇ト會見數時間ニ亙リ意見ノ交換ヲ爲シタル経緯ヨリ説明シ繼フ進シテ重慶側ノ意向ヲ確メ之ト交渉ヲ進ムルノ可然コトヲ述ヘ今回東京ニ於テ會見シタル結果得タル概ノ意見ニ付テ大體首相ト同一内容ノ説明ヲ爲セリ。

杉山陸相 總ヘ元來重慶ノ進シ者ト考ヘラレテ居ルヲ以テ今回如何ナル資格ヲ以テ東京セル次應ナリヤ此ノ點ヲ充分ニ突止メタ上ニ非レハ斯ル重大問題ノ相手トスルハ考ヘモノナリト述フ。

重光外相 駐滬今日ノ段階ニ於テ何等カ外交的ニ打開ノ道ナキヤニ

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-13

付テハ外務省補トシテ日夜苦慮シ居ル次第ナリ。特ニ支那問題ニ付テハ重慶工作ノ如キ當然慎重ニ考究セサルヘカラス。今日ノ議題ニ關シテハ専余リニ重大ナルヲ以テ自分(外相)ハ自分ノ立場ヲ明確ニシ置ク要アリ

元來總ヘ寧ロ重慶ノ進シ者ト考ラレ居ル次第ハ既ニ本會議ニ於テモ一致シタル意見ナル處自分(外相)ハ總テ東京ニ報クコトニ付キ違々反對シ來レリ。約一ヶ月間首相ヨリ總報致ノ意向ヲ承知シテ之ハ考ヘ物ト思フカ陸海兩相ノ意見ヲモ衡シテミラレタラヨカラウ自分モ考究シ置クヘント考ヘタリ

爾來今日ノ會合ニ至ル迄本件ニ付キ何等ノ協議ニモ興リ居ラス從フテ總報致ノ問題ハ自分(外相)ノ關係ヲモ有セサル次第ナルヲ明

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-13

ニシテ、ノミナラス右ハ今日ノ重大ナル職局ニモ儘々轉獨ノ買  
任上ヨリモ明瞭ニシ置クヲ要スト價スルカ故ナリ。元來重慶工作  
ハ御承知ノ通り首相カ外相ト協議シ國民政府軍事顧問ヲ活用シ南  
京政府ヲ進シ行フコトニ最高會議ニテ決定シ居レリ而シテ此ノコ  
トハ既ニ内奏セラレタルモノト心得居レリ。柴山次官<sup>就</sup>任當時南  
京政府軍事顧問任候補ノ名目ニテ南京ニ赴キ重慶工作ニ付キ表  
方ノ案ヲ南京政府ニ申入ヲ爲シタルハ御承知ノ通りナリ。其後本  
會議ニ於テ重慶工作ハ主トシテ出先陣海外最高幹部ノ意見ヲ審シ  
テ行フコトニ打合セラレセル次第ナリ  
元來羅斌ハ重慶側ト密接ナル連絡ヲ有シ乍ラ北支ニ於テハ新民會  
ヲ操リ、後中央ニ於テハ立法院副院長トナリ日本側一部ノ瞭解ヲ

外務省

ヲ得テ重慶側ト連絡ヲシ居リタリ。汪精衛ハ之ヲ知り彼及彼ノ一  
派ヲ捕縛處刑セントシタルカ、後日本側ノ要請ニ因リ彼ヲ許シ考  
試院副院長ニ左遷シ体裁ヲ繕ヒタルコトアリ。  
羅斌及其ノ系統ノ者(通日來訪ノ前考試院長考尤虎ノ如キモ同様  
ナリ)ハ南京政府ニトリテハ異分子ニシテ南京政府ノ倒壊ヲ目的  
トシ、上海總リニ於テ頻リニ其ノ運動ヲナシタリ。上海ニ於ケル  
日本人カ彼等ノ情報ニ感ハサレ反南京気分トナル尙多シ。朝日新  
聞田村特派員ノ如キモ南京反對ノ情報ヲ羅斌ヨリ當ニ得居リシ機  
機ニシテ諸方調相カ上海ニテ羅斌ト會談サレタルハ其ノ時代ノコ  
トナルヘシ  
尙本件ニ付テハ餘モ一兩日前ヨリ各大使ヨリ二三電報アリタルヲ

外務省

以テ已ニ列府者ニハ配布ノ手續ヲトリタル次第ナルモ参考ノ爲ニ  
今朝讀スヘシ

(一) 尋ニ柴山大官ヲシテ南京政府ニ申入レシメタル重慶側トノ交渉  
ノ件ニ付テハ今般谷大使ヨリ報告(別紙乙、南京來電K第一一  
四號)ニ接シタル處右ニ依レハ蔣介石ニ於テ日支和平ハ不可能  
ト考ヘ居ルトノコトナリ

(二) 重慶工作ニ關スル谷大使ノ機關及意見(別紙丙、南京來電K第  
一一二號)ヲ披覽シ、更ニ

(三) 周彬(參謀總長)ハ湯斌ト同一人物ナリト考フト述フ一ト清水  
配官トノ會談(別紙丁、南京來電K第一一六號)ヲ披覽シタリ。  
次テ外相ハ上海ニ重慶工作ニ關スル「ブローカー」アリ相内モ其

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-13

35

一人ナルカ最近歸京セル小川愛太郎ナルモノモ重慶工作ヲ熱心ニ  
取上ケ居リ小川ハ滿鐵與重慶關係ノモノニシテ滿鐵系ナリ彼ハ上  
海ニ於テ日支双方ノ關係ニ在リテ意見ノ疎通ヲ圖リ極メテ有意義ノ  
仕事ヲナシ居ル處重慶工作ニ付テハ湯トノ關係ノ外滿鐵關係ノ吉  
武ノ筋ニシテ水谷周男爵(近衛公ノ令弟)ヲ上海ニ據キ出シ何種  
等ヲ連絡者トシ重慶工作ヲ行ヒ居ル一派ト關係アリ。小川ノ云フ  
處ハ湯ノ意見ト全ク同一ニシテ自分(外相)ハ小川ニ對シテ斯ル  
問題ニ關係スヘカラスルコトヲ表示シ置ケリ。之等ノ者ノ策動ハ  
谷大使ノ報告ニヨリ極メテ明確ナリ

首相 總務課ノ目的ハ重慶ニ關シテ情報ヲトル趣旨ニシテ情報蒐集  
ニ付テハ最高會議ニ於テ之ヲハカリ別ニ議論ナカリシ次第ナリ

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.7.0.0-13

36

海相 相手ノ何人ナルヤヲ充分突き止メスシテ假令情報蒐集ニセヨ  
一國ノ首相カ重要ナル會談ヲナスハ如何ナモノナリヤ、會談ノ結  
果先方ハ有力ナル情報ヲ得タルヘキモ我方ニトリテハ危險此ノ上  
ナシト考ヘラルトノ趣旨ヲ述ヘ

外相モ政府ノ中樞部ニ在ル閣員中ノ會見ハ既ニ彼等ノ重要視スル處  
ナルヘク、自分一外相一ハ此ノコトノミニテモ此ノ情報カ重要ヲ  
經テ米國ニ達スル危險ニ付テハ職權ヲ備ササルヲ得スト述ヘタル  
ニ  
參謀總長ハ外相ト大体同趣旨ノ意見ヲ述ヘ今日撤兵ヲ行フカ如キハ  
米軍ニ對シテ道ヲ開タル如キ結果トナル危險ヲ伴フモノナリト述  
フ

外務省

軍令部總長ヨリハ別ニ意見ヲ述フル處ナク  
首相ハ所要ノ爲通稱シ次同ニ發行スルコトトナリタリ  
會談終了後陸海外三相ノミトナリ本件ハ余リニ無難ノ事ニシテ會談  
進行ノ要ナシト妥フニ意見一致セリ。尙陸相ハ柴山大官カ邊ニ會ヒ  
タル時ノ趣ノ話ニ依レハ續方針相ノ外ニ首相モ直接邊ト會談シタル  
コト確實ナリト斷リ居リタリ。  
尙本件ニ付三月二十五日議會ニ於テ陸海兩相ト會談シタル點兩相共  
強ク總理、續方針相ノ態度ヲ非難シ續方針氏カ永久運宮殿下ニ申上ケ  
殿下ノ意向トシテ總理ノ扱キタルモノヲ直ク歸スハ如何ノモノナリ  
ヤト傳ヘ殿下點ハ例レモ苦々シク感シタリ。

外務省

中日全面和平實行案

中日全面和平の折開は、現状の政治對立、軍事對立、經濟對立を解消するを原則とする。

實行案次の如し

第一 南京政府を即時解消すること

南京政府側に於て自發的に解消聲明を行ふこと

第二 南京政府解消と同時に重慶側の意志に基く者及び重慶側に於て承認する民間有力者を以て民意に依る「留守府」(中華

民國國民政府南京留守府)政權を組織す

南京政府の解消發表と同時に、各地方政府、各軍隊、各民衆團體

より××氏擁護の通電を一齊に發し「直ちに××氏が南京に留守

して主政さ水民意を代表して全面和平を達せら水たす」と旨の懇請

をなす

留守府成立と同時に留守府は重慶中央政府に對し「留守府に

於て暫時の間地方秩序を維持してゐるから、中央政府は速かに南

京に還都さ水度す」と旨の通電を發す

留守府は同時にまた日本に對し「全面和平のため速かに停戦撤

兵されんことを希望する」と旨の通電を發す

第三 日本政府及び重慶政府は、南京留守府政權成立と同時に同

政權を通じ相互に停戦撤兵の交渉を開始す

留守府政權成立後、直ちに停戦及び撤兵に關し日華双方より軍事

代表を出し紳士協定を秘密裡に結約す

停戦に關する正式發表は、重慶中央政府の南京還都と同時に

に行ふ

極秘

電信寫

乙

昭和三〇 四一九七 (暗)

東京 三月十六日二〇〇時  
十七日一四二五時

重光 外務大臣  
大東亞大臣

谷大使

K 第一一四號 局長符號

(重) 慶工作ニ關スル件

周佛海ノ内報ニ依レハ、重慶ニ派遣セル聯絡者周文隆ヨリ一月六日附重慶ヲ以テ其ノ後ノ張導、無式導、何應欽列艦ノ下ニ蔣介石ニ面會シ、會中周佛海ノ意圖ヲ傳ヘタル應蔣ハ現在米國ト聯合シ居ル關係上蔣日和平ハ不可能ナリ但シ此ノ「ルート」ハ管宜シキヲ以テ(十語)一秘ナリ

尙李思浩ノ内報ニ依レハ同人ノ息子ハ二月上旬重慶ニ到着セル旨通報アリタルヲ聯絡ノ結果ニ付テハ未タ何等報告ナキ事ナリ  
外務大臣ヨリ大東亞大臣ニ轉報アリタシ

外務省

右、南京解消と停戦撤兵の二眼點を認め得べしとの結論に到達せば、總理の委任状を所持する專使を重慶に特派するか又は双方の專使、粵門等適當なる地點に會合することとし、蔣介石の眞意を直接確かめるの要あるべし。重慶側の誠意を危く躊躇すべきにありざるに、其の重要性に鑑み直接蔣介石の眞意を確かめることなすして交渉に入り得ざることを勿論なり。



極秘

極秘

電信寫

始和二〇 五三四五七 (暗) 南京 三月十七日一七三〇發

五三四五六 本省 十七日二三五〇發

軍光外務大臣 大東亞大臣

谷大使

外務省

K 第一二一號 支和平論ニ就スル件

最近戰局ノ急變ニ伴ヒ支那人間ニ復々和平論ヲ擡キ廻ル者出テ來タ  
リツツアル所此ノ際最モ注意スヘキハ是等ノ和平論カ何時ノ例ニモ  
無ク本來ノ日支和平論(日支和平ノ後支那カ進テ米英ニ宣戦スルヤ  
否ヤハ別トシ結局和平ニ依リ米英ノ侵略ニ對シ東亞ノ保衛ヲ有利ナ  
ラシメントスル考)ニアラスシテ日本ノ敗退ヲ激怒シ日支間ノミノ  
和平ハ最早問題トナラストノ前提ノ下ニ蔣介石ヲシテ日米間ニ停戰  
講和ヲ斡旋セシムヘク而シテ蔣ヲシテ右斡旋ノ勞ヲ執ラシムルニハ  
先ツ日本側ニ於テ誠意ヲ示シ蔣ノ立場ヲ樹テ又ハ暗黙ノ間ニ諒解ヲ  
取付ケ蔣ノ出馬ヲ促スヲ要スト云フニアリ  
是等ノ和平論ノ動機ヲ觀察スルニ其ノ大前提ト爲スモノハ固ヨリ戰局

極秘

電信寫

2  
ニシテ支那人ハ大體ニ於テ歐戰ニ於テハ獲選ノ敗退ハ近ク必至ト觀  
望シ東亞ニ於テモ日本モ又遂次敗退ノ他無シトノ見込ノ下ニ  
(一)此ノ際和平論ヲ唱レハ日本側ハ極端ナル讓歩ヲ以テ之ニ聽從スル  
可能性アリ  
(二)大東亞戰爭ノ水引クコトハ支那ニ取リテモ破壞混亂殊ニ中央ノ勢  
力擴張ヲ意味シ頗ル憂慮スヘキニ付日本ノ犧牲ニ於テ速ニ和平ヲ  
恢復スヘシ  
(三)日米論停ノ和平ヲ實現スル時ハ重慶ハ敗者ノ立場ヨリ一躍國際間  
ニ於ケル和平ノ立役者トナリ而モ其ノ和平ハ米英等ノ參加ニ依リ  
將來ノ保障ヲ得ルニ至ルヘシト云フニアリ  
和平論出ル所必ス和平工作「プロローカー」生ルルハ常例ナルカ今何  
ノ「プロローカー」主トシテ「日本側カ蔣介石ニ誠意ヲ示ス爲ニハ何  
ラ爲スヘキヤ」ヲ説キ廻ルヲ特徴トシ或ハ日本軍ノ一方的撤退或ハ  
國民政府ノ取消或ハ日本軍ノ對重慶攻撃停止ヲ勸ムルモ日本側カ誠

外務省

意ヲ示シタル結果ニ付テハ何等ノ保障ヲ爲サス唯「日本カ斯卡ル詭  
意ヲ示セハ蔣ハ東亞ノ大局ニ礙ミ必スヤ日本ヲ誣解シテ暗黙ノ間ニ  
日本ノ立場ヲ救済スルニ努力スヘシ」ト言フニ止マリ又前記「プロ  
「カー」連カ之以上言及シ得ヘキ地位ニアリトモ信セラレス要スル  
ニ之等和平論者ハ長期戦ニ伴フ支那ノ弱點ヲ肯定シ乍ラ寧ロ日本ノ  
窮狀ヲ強諱シ（此ノ點本使等ノ説明ト正反對）日本側有力筋ヨリ言  
ハハ日本ノ重傷及米英ニ對スル無條件屈服ノ態度ヲ取付ケ以テ今後  
米英トノ共同ノ對日政治攻勢ニ依リ前記（一）（二）實現ノ情勢ヲ準備セ  
ントスルモノト察セラレ

外務省

ニ自信ヲ與フルコトトナリ其ノ我國内外ニ及ボス影響眞ニ測リ知ル  
ヘカラサルモノアリト信ス此ノ邊既ニ充分御考慮濟ト拜察セラレル  
モ爲念

(了)

外務省

丁

極秘

電信寫

和ニ〇 四二四九 (恒) 南京 三月十五日〇九〇〇號  
四二五〇 本省 十六日一六五〇號  
重光外務大臣 谷次使  
K第一一六號 (館長符號)

(重慶工作ニ關スル件)

周考ハ昨年夏頃ヨリ上海ニ於ケル重慶脚ノ情報員ト連絡シ無電ヲ以テ主トシテ重慶脚ニ情報ヲ供給シツツアリシ處尋則ニ現地日本關係南ト何等連絡ナカリシ為九月及十月ノ二回ニ亘リ憲兵隊ノ手入ニ逢ヒ無電ヲ押收セラレタル為其ノ後餘リ活動ヲ為シ居ラサル俾儀ナルカ最近清水ニ對シ左ノ通り内話セル趣ナリ  
一、米軍ハ其俾儀ヨリ疏更島ニ進ミ愈日本本土ヲ迫ラントシツツアリ日本ハ速ニ戰爭ヲ打倒ラサレハ國力ヲ消耗シ盡シ再ヒ起ツ能ハサルニ至ルヘシ之ヲ救フノ道ハ中國ト合作シテ速カニ和平ヲ招來シ生存ヲ計ルニ在リ之カ為ニハ先ツ日本ヨリ重慶ニ對シ誠意ヲ示サ

外務省

極秘

電信寫

サルヘカラス日本ハ全面和平實現セハ撤兵スヘシト言ヒ居ルモ斯ル關係案件等ハ兄弟ノ間柄ニハ不要ナリ宜敷ク一方的ニ撤兵ヲ斷行スヘシ左スレハ重慶脚ハ始メテ日本ノ誠意ヲ覺リ米國等ニ對シテモ手ノ打方ヲ考ヘ得ヘシ或ハ國民政府ノ取消ヲ聲明スルコトモ一案ナリ世俗ニ一八ノ女ト同棲シツツ更ニ他ノ女ニ呼ビ戀クルモ相手ニサルル苦ナシ先ツ國民政府ヲ取消シテコソ始メテ重慶ニ呼ビ戀クル (二語成)ヲ得ヘシ  
三日本ハ或ハ蘇聯ヲ頼リトスル計ナルヤ計リ難キモ蘇聯ハ決シテ日本ニ好感ヲ有セス時期主レハ日本ニ直戰スル危險スラアリ日本ハ蘇聯等ヲ頼リトセス速ニ重慶ニ誠意ヲ示スヘシ重慶脚ハ必スマ國際間ニ立チテ中日兩國ノ利益ノ為ニ奮闘スルニ至ルヘシ  
三日本カ以上ノ如キ決心ヲ為スニ於テハ自カハ喜ンテ重慶トノ交渉ニ富ルヘシ然ラサレハ徒勞ナルヘキニ何番分連絡ハセサル考ナリ以上周考ノ談話ハ最近ノ重慶派一部ノ意見ヲ代表スルモノトシテ

外務省

極秘

電信寫

S 1.7.0.0-13

49

興味アリ彼等ハ大體重要機件ノ為情報取ノ役目ヲ演シ居ルモノト見  
 テ差支ヘナク此ノ種所謂代表ト稱スルモノハ概ネ重要各機關ヨリ  
 派遣セラレ居ル情報員ニシテ上層ニ於ケル人数ハ相當多數ニ上リ  
 居ル事情ナリ  
 外務大臣ヨリ大東亞大臣ニ特報アリタシ

外務省

REEL No. A-1076

0319

アジア歴史資料センター

最高会議懇談会は三月二十一日午前十時より首相官邸にて開儀  
出席者は最高会議構成員の外特に緒方首相出席。

小磯首相 重慶工作に付て意見を述べこれを積極的に進むるため  
に緒方首相と相談の上懇談を東京に招くこととし外相に次で陸  
海両相の意見を聞きたるが何れも氣乗りせざりしも懇談は以前と  
の会議においても意見ありし如く重慶の廻し者と思わるるも懇  
談を利用して重慶工作を進むるは一案と思ふ次第なればとにかく  
東京に招致することに決し五六日前懇談は相内同伴着京せり

彼は予期に反し無電機及び無電技術家を随伴しおらず依つて  
彼をして東京より直接重慶と通信せしめ重慶の意向を知るの手  
段なし若しこれがために懇談を断せば彼を取り逃すやも知れずむ  
しる便宜を供與して上海より無電機及び無電技術家を呼寄せし

外務省

むる必要あり。懇の相手は重慶の戦笠なりとのことなりかくの  
如くして重慶との間に予備工作進捗するにおいては重慶及び我  
方の代表者と或は専門等に会合し話を纏むることも一案なるべ  
し。緒方首相は直接重慶に飛込みて差支なしと云い居れり。同  
相は懇と既に会見を了したるが懇の意趣は南京政府の取消、日  
本側の一方的撤兵着手を希望しこれに依つて重慶側との話を進  
進め得る旨を述べ居る處これが果して重慶の意思なりや確め得  
るに於いてはこれに依り交渉を進め得べしと考り依つて今日配  
布の別案（別紙甲、中日全面和平実行案）に付て審議を進めた  
し

と述ぶ。次に

緒方首相 詳細に同相が朝日新聞を主宰し居りたる当時南方旅  
行の途上海に於いて懇と会見数時間に亘り意見の交換を為した  
る経緯より説明し懇を通して重慶側の意向を確めこれと交渉を

外務省

進むる可成りとを述べ、今回重慶において会見したる結果得た  
 る事の意見に付て大體首相と同一内容の説明を述べり  
 杉山總相 總は元來重慶の理し者と考えられて居るを以つて今回  
 如何なる要請を以つて陳京せる次第なりやこの点を充分に陳述  
 せられた上に乗ればかかる重大問題の相手とするは考えものなりと  
 述べ  
 重光外相 戦局今日の段階において何等か外交的に打開の道を  
 や探付ては外務當局として日夜考慮し居る次第なり。特に支那  
 問題に付ては重慶工作の如き当然慎重に考究せざるべからず。  
 今日の問題に關しては事余りに重大なるを以つて自分(外相)  
 は自分の立場を明確にし置く要あり  
 元來總はむしろ重慶の理し者と考えられ居る次第は既に本會議  
 において一致したる意見なるは自分(外相)は總を東京に招  
 くことに付予々反対し來れり。約一ヶ月前首相より總招致の意

外務省

内を承知してこれは考えものと思ふが陸海兩相の意見をも徴し  
 てみられたらよかる身も考慮し置くべしと答へたり。  
 爾來今日の會合に五るまで本件に付何等の協議にも與り居ら  
 ず従つて總招致の問題は自分は何等の關係をも有せざる次第な  
 るを明にしたり、のみならず有は今日の重大なる戦局にも僅か  
 輔弼の責任上よりも明確にし置くを要すと信ずるが故なり。元  
 來重慶工作は御承知の通り首相が外相と協議し國民政府軍事顧  
 問を活用し重慶政府を通じて行ふことに最高會議にて決定し居れ  
 り而してこのことは既に内奏せられたるものと心得居れり。總  
 山攻實駐任當時南京政府軍事顧問任職の委員にて南京に赴  
 き重慶工作に付我方の案を南京政府に申入を為したるは御承知  
 の通りなり。その後本會議において重慶工作は主として出張陸  
 海外最高幹部の意見を徴して行ふことに打合せを了せる次第な

外務省

元重慶駐在重慶側と密接なる連絡を有しなから重慶側とて  
 は新居会を離り、後中央に於いては立法院開議案とあり日本側  
 一部の議員を得て重慶側と連絡をとり居りたり。重慶側はこれを  
 知り彼及び彼等一派を重慶側とせんよしたるが、後日本側の要  
 請に因り彼等時し考試院副院長に左遷し休職を命じたることあり  
 院  
 重慶及びその系統の者（過日來訪の重慶駐在重慶側知事も  
 同様あり）は南京政府によりては身分子にして南京政府の側  
 を目論とし、上海廻りにかゝりて奔走し其の運命をなしたるも  
 上海にかける日本人が彼等の情報に感はるれ反重慶派と見  
 内多し。朝日新聞田村特派員の如きも南京政府の情報を重慶上  
 り常に得居りし模様にして諸方面相が上海にて重慶と合議され  
 たるはその時代のことなるべし  
 なお本件に付ては恰も一兩日前より特大使より二三電報あり

たるを以つて已に列席者には配席の手續をとりたる次第なるも  
 参考のために今朝読すべし  
 (一) 義に柴山次官をして南京政府に申入れしめたる重慶側との交  
 渉の件に付ては今般谷大使より報告（別紙乙、南京來電第  
 一一四号）に接したる処右に依れば蔣介石において日支和平  
 は不可能と考え居るとのことなり  
 (二) 重慶工作に対する谷大使の視測及び意見（別紙丙、南京來電  
 第 一 二 一 号）を披覽し、更に  
 白岡彬（參謀總長は經斌と同一人物なりと考うと述ぶ）と清水  
 普記官との会談（別紙丁、南京來電第 一 一 六 号）を披覽し  
 たり。  
 次で外相は上海に重慶工作に関する「ブローカー」あり相内  
 もその一人なるが最近帰京せる小川愛次郎なるものも重慶工作  
 を熱心に取上げ居り小川は滿鉄調査部関係のものにして滿鉄系

なり彼は上海において日支双方の間に在りて意思の疎通を図り極めて有意義の仕事をした居る。此重慶工作に付ては總との関係の外滿鉄関係の吉武の筋にして本谷川島(近衛會の令弟)を上海に担当出し何世嶺等を連絡者とし重慶工作を行は居る一派と関係あり。小川の云々は總の意見と全く同一にして自分(外相)は小川に対してかかる問題に關係すべからざることを嚴示し置けり。これ等の者の策動は谷大使の報告により極めて明瞭なり。

首相 報報致の目的は重慶に關して情報をとる趣旨にして情報蒐集に付ては最高會議においてこれをはかり別に異論なかりし次第なり。

海相 相手の何人なるやを充分突き止めずして仮令情報蒐集にせよ一因の首相が重要なる會議をなすは如何なるものなりや、會議の結果先方は有力なる情報を得たるべきも我方にとりては危険

外務省

この上なしと考えらるるとの趣旨を述べ

外相も政府の中樞部に在る閣員との會見は既に彼等の重要視する趣なるべく、自分(外相)はこのことのみにてこの情報が重慶を経て米國に達する危険に付ては關係を備さざるを得ずと述べたるに

參謀總長は外相と大体同趣旨の意見を述べ今日撤兵を行いが如きは米軍に対して道を開くる如き結果となる危険を伴うものなりと述べ

軍令部總長よりは別に意見を述べ居る趣なく

首相は所要のため退場し次回に統行することとなりたり

會議終了後陸海外三相のみとなり本件はあまりに無謀の舉にして會議統行の要なしと云うに意見一致せり。なお陸相は榮山次官が懇に会いたるときの纏の話によれば緒方固相のほかに首相も直接懇と會談したること確実なりと語り居りたり

外務省



なお本件に付三月二十五日議会において陸海兩相と會談したる  
嚴兩相とも強く總理、緒方兩相の処置を非難し緒方氏が東久羅官  
殿下で申上げ殿下の意向として總理の扱きたるものを直ぐ備すは  
如何のものなりやと伝え居る点は何れも著々しく感じたり。

外務省

S 1.7.0.0-13

58

#### 中日全面和平実行案

中日全面和平の打開は、現状の政治対立、軍事対立、経済対立  
を解消するを原則とする。

実行案次の如し。

第一 南京政府を即時解消すること

南京政府側に於て自発的に解消声明を行うこと

第二 南京政府解消と同時に重慶側の意志に基く者及び重慶側に

於て承認する民間有力者を以て民意に依る「留守府」(中華民  
国臨時政府南京留守府)政權を組織す

南京政府の解消発表と同時に、各地方政府、各軍隊、各民衆  
団体よりXX氏擁護の通電を一斉に発し、直ちにXX氏が南京  
に留守して主政され民意を代表して全面和平を遂せられたま  
旨の懇請をなす

留守府成立と同時に留守府は重慶中央政府に対し「留守府に

外務省

S 1.7.0.0-13

59

於て暫時の間地方秩序を維持しているから、中央政府は速かに南京に遷都され度き旨の通電を發す  
留守府は同時にまた日本に対し「全面和平のため速かに停戦撤兵されんことを希望する」旨の通電を發す  
第三 日本政府及び重慶政府は、南京留守府政權成立と同時に同政權を通じ相互に停戦撤兵の交渉を開始す  
留守政權成立後、直ちに停戦及び撤兵に関し日華双方より軍事代表を出し紳士協定を秘密裡に締結す  
停戦に関する正式發表は、重慶中央政府の南京遷都と同時に  
行  
右、南京撤消と停戦撤兵の二眼点を認め得べしとの結論に到達せば、總理の委任状を所持する專使を重慶に特派するか又は双方の專使の門等適當なる地点に会合することとし、蔣介石の真意を直接確めるの要あるべし。重慶側の敵意を危んで躊躇すべきにあり

外務省

らざると共に、事の重要性に鑑み直接蔣介石の真意を確めることなくして交渉に入り得ざること勿論なり。

外務省

昭和二〇 四二九七 (暗)

南京 三月十六日一四〇〇發  
本省 十七日一四二二着

重光 外務大臣  
大東亜大臣

谷大使

K 第一一四号 館長符号

(重慶工作に關する件)

周仏海の内報によれば茲に重慶に派遣せる連絡者周文隆より一月六日付書面をもつてその後張群、熊式輝、何応欽列席の下に蔣介石に面会し国府側の意圖を伝えたる結果は現在米國と連合し居る關係上対日和平は不可能なり但しこのルートは筋宜しきをもつて(十語脱)趣なり

なお李鳳階の内報によれば同人の息子は二月上旬重慶に到着せる旨通報ありたる連絡の結果については未だ何等報告なき趣なり外務大臣より大東亜大臣に転報ありたし

外務省

S 1.7.0.0-13

62

昭和二〇 五三四五七 (暗)  
五三四五六

南京 三月十七日一四二〇發  
本省 十七日一四二〇着

重光 外務大臣  
大東亜大臣

谷大使

K 第一二二号 (館長符号、大至急)

(日支和平論に關する件)

最近戦局の急展に伴い支那人間に復々和平論を担き廻る者出て来たりつつある処此の際最も注意すべきは是等の和平論が何時の例にも無く本来の日支和平論(日支和平の後支那が進而米英に宣戦するや否やは別とし結局和平に依り米英の侵略に対し東亜の保衛を有利ならしめんとする考)にあらずして日本の敗退を予想し日支間のみの和平は最早問題とならずとの前提の下に蔣介石をして日米間に停戦講和を斡旋せしむべく而して蔣をして右斡旋の勞を執らしむるには先づ日本側に於て誠意を示し蔣の立場を樹て又は暗黙の間に諒解を取付け蔣の出馬を促すを要すといふにあり

外務省

S 1.7.0.0-13

68

是等和平論の動機を觀察するに其の大前提と爲すものは國より戰局にして支那人は大体に於て歐洲に於ては独逸の敗退は近く必至と視測し東亞に於ても日本も又逐次敗退の他無しとの見込の下に

(一) 此の際和平論を唱れば日本側は極端なる讓歩を以てこれに聽従する可能性あり

(二) 大東亞戦争の水引くことは支那に取りても破壞混亂殊に中共の勢力拡張を意味し顧る憂慮すべきに付日本の犠牲に於て速に和平を恢復すべし

(三) 日米關係の和平を實現する時は重慶は敗者の立場より一隣國關係に於ける和平の立役者となり而も其の和平は米國等の参加に依り將來の保障を得るに至るべしといふにあり

和平論出る所必ず和平工作ブローカー生るるは常例なるが今回のブローカーは主として「日本側が蔣介石に誠意を示す為には何

外務省

を爲すべきや」を説き進るを特徴とし或は日本軍の一方的撤退或は國民政府の取消或は日本軍の対重慶攻撃停止を勧むるも日本側が誠意を示したる結果に付ては何等の保障を爲さず唯「日本が斯かる誠意を示せば蔣は東亞の大局に鑑み必ずや日本を諒解して暗黙の間に日本の立場を救済するに努力すべし」というに止まり又前記ブローカー達がこれ以上言及し得べき地位にありとも信せられず要するにこれ等和平論者は長期戦に伴う支那の弱点を肯定しなから寧ろ日本の弱点を強調し「此の点本使等の説明と正反對」日本側有力筋より言はば日本の重慶及び米英に対する無條件屈服の態度を取付け以て今後米英との共同の対日政治攻勢に依り前記

(一) (二) (三) 實現の情勢を準備せんとするものと察せらる

最近東京よりの招請に依り彼日せる周の如きは此の種和平論者の典型的代表なること周知の通りにしてこれが接遇に付ては政府当局に於ても充分慎重を期せらるる要あるべく若し然らずして

外務省

漫然これと感觸せられんが何分我方の必要とする相手方の情報を  
得ることなくして徒に我方の弱点を暴露し戦局重大の折柄重慶及  
び米英の政治的攻勢に自信を興うることとなり其の我国内外に及  
ぼす影響真に測り知るべからざるものありと信ず此の辺既に充分  
細考<sup>し</sup>考<sup>し</sup>済と拜察せらるるも為念  
(了)

外務省

S 1.7.0.0-13 (66)

昭和二〇 四二四九 (晴) 南京 三月十五日〇六〇〇  
四二五〇 本質 十六日一六〇〇 晴  
重光外務大臣 谷大使  
第一一六号 (館長符号)

(重慶工作に関する件)

周<sup>は</sup>は昨年夏頃より上海における重慶側の情報員と連絡し無電  
を以つて主として重慶側に情報を供給しつつありし処事前に現地  
日本側機関と何等連絡なかりし為九月及び十月の二回に亘り憲兵  
隊の手入に逢ひ無電台を押収せられたる為その後余り活動を為し  
居らざる模様なるが最近潜水水に対し左の通り内話せる趣なり  
一 米軍は比律<sup>島</sup>より硫黄島に進み愈日本本土に迫らんとしつつあ  
り日は速に戦争を打ち切らざれば国力を消耗し盡し再び起つ能は  
ざるに至るべしこれを救ふの道は中国と合作して速<sup>に</sup>速<sup>に</sup>に和平を  
招来し生存を計るに在りこれが為には先づ日本より重慶に対し  
誠意を承<sup>る</sup>承<sup>る</sup>ざるべからず日本は全面和平實現せば精兵はすべし

外務省

S 1.7.0.0-13 (67)

REEL No. A-1076

0328

アジア歴史資料センター

と言ひ居るも斯る前提条件等は兄弟の間難には不要なり宜敷く  
 一方的に撤兵を所行すべし左すれば重慶側は始めて日本の誠意  
 を嘗り米田等に対しては手の打方を考え得べし或は国民政府の  
 取消を声明することも一案なり世俗に一人の女と同様しつつ更  
 に他の女に呼び懸くるも相手にさるる答なし先づ国民政府を取  
 消してこそ始めて重慶に呼び懸くる(二譯版)を得べし  
 日本は或は蘇聯を頼りとする此なるや計り難きも蘇聯は決して  
 日本に好感を有せず時期遅れば日本に宣戦する危険すらあり其  
 日本は蘇聯等を頼りとせず速に重慶に誠意を示すべし重慶側は  
 必ずや國際間に立ちて中日兩國の利益の爲に奮闘するに至るべ  
 し

外務省

S 1.7.0.0-13

68

のとして興味あり彼等は大体重慶側の為情報取の役目を演じ居  
 るものと見て差支えなくこの種所謂代表と称するものは概ね重  
 慶各機関より派遣せられ居る情報員にして上海における人数は  
 相当多数に上り居る實情なり

外務大臣より大東亜大臣に転報ありたし

外務省

S 1.7.0.0-13

69

REEL No. A-1076

アジア歴史資料センター